（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前	改正後
別表第五号　定期検査の実施時期（第四十一条の四関係） ［一～三十　略］ 三十一　構内無線局（空中線電力が一ワットを超えるものに限る。）　五年 三十二　［略］ 三十三　［略］ 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	**別表第五号**　［同上］ ［一～三十　同上］ ［新設］ 三十一　［同上］ 三十二　［同上］
（定義） **第三条**　この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。 ［一～十五　略］ 十六　「移動体識別」とは、無線設備が、応答のための装置（無線設備が発射する電波により作動し、その受信電力の全部又は一部を同一周波数帯の電波として発射する装置をいう。以下同じ。）から発射された電波を受信することにより行う移動体の識別をいう。 （副次的に発する電波等の限度） **第二十四条**　法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。 ２　特定小電力無線局（二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）並びに構内無線局（二、四二五MHzを超え二、四七五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用のものであつて周波数ホッピング方式を用いるもの並びに二・四GHz帯及び五・七GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送（施行規則第三十二条の八の三に規定する無線電力伝送をいう。以下同じ。）用のものに限る。）、移動体検知センサー用の特定小電力無線局（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、小電力データ通信システムの無線局及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の受信装置については、前項の規定にかかわらず、それぞれ次のとおりとする。	（定義） **第三条**　［同上］ ［一～十五　同上］ ［新設］ （副次的に発する電波等の限度） **第二十四条**　［同上］ ２　特定小電力無線局（二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）並びに構内無線局（二、四二五MHzを超え二、四七五MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて周波数ホッピング方式を用いるものに限る。）、移動体検知センサー用の特定小電力無線局（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、小電力データ通信システムの無線局及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の受信装置については、前項の規定にかかわらず、それぞれ次のとおりとする。